

平成17年における 警備業の概況

警察庁生活安全局生活安全企画課

1 警備業者の状況

(1) 警備業者数

警備業者（４条）数は、表１のとおり、平成１７年１２月末現在、９，２６６業者である。

警備業法施行当時（昭和４７年１１月 ７７５業者）と比べて、１２．０倍に増加し、前年より１９業者（０．２％）増加している。

最近５年間の状況は、平成１３年が４４８業者（４．５％）減、平成１４年が１１業者（０．１％）増、平成１５年が３３２業者（３．５％）減、平成１６年が１１６業者（１．３％）増であり、昭和４７年から平成１２年まで一貫して増加傾向で、平成１３年に初めて減少した後は、増減を繰り返していたが、平成１６年、平成１７年は連続して増加した。

表１ 警備業者数の推移

区分 年次	１３年	１４年	１５年	１６年	１７年
警備業者数	9,452	9,463	9,131	9,247	9,266
（指数）	(100)	(100)	(97)	(98)	(98)

(2) 警備員

ア 警備員数及びその雇用別の年別推移

警備員数は、表２のとおり、平成１７年１２月末現在で、４８万１，７９４人で、前年より、６，８７２人（１．４％）増加しており、警備業法施行当時（４万１，１４６人）と比べると１１．７倍となっている。

警備員の雇用別状況では、常用警備員は３８万０，１４３人で、前年より７，３７０人（２．０％）増加し、臨時警備員は１０万１，６５１人で、前年より４９８人（０．５％）減少している。警備員総数に占める臨時警備員の割合は、２１．１％である。

表２ 警備員数及びその雇用別の年別推移（各年末）

区分 年次	１３年	１４年	１５年	１６年	１７年
総 数 （指数）	446,703 (100)	436,810 (98)	459,305 (103)	474,922 (106)	481,794 (108)
常用警備員 （指数）	341,264 (100)	338,780 (99)	358,607 (105)	372,773 (109)	380,143 (111)
臨時警備員 （指数）	105,439 (100)	98,030 (93)	100,698 (96)	102,149 (97)	101,651 (96)
臨 時 — 総 数 （％）	23.6	22.4	21.9	21.5	21.1

イ 警備員の男女別・雇用別状況

警備員の男女別は、表3のとおりであり、女子の警備員は2万8,150人で、全警備員数の5.8%を占めている。

また、女子警備員の30.3%は臨時警備員である。

表3 警備員の男女別・雇用別状況（平成17年末）

	警備員総数	常用警備員	臨時警備員	臨時警備員の割合
警備員総数	481,794	380,143	101,651	21.1
男子警備員	453,644	360,522	93,122	20.5
女子警備員	28,150	19,621	8,529	30.3
女子警備員の割合	5.8%	5.2%	8.4%	——

ウ 警備業者の警備員数別状況

警備業者の警備員数別状況は、表4のとおり、警備員数100人未満の警備業者が8,394業者で、全体の90.6%を占めている。

表4 警備業者の警備員数別状況（平成17年末）

警備員数別	警備業者数	構成比(%)
総数	9,266	——
5人以下	2,377	25.7
6～9人	980	10.6
10～19人	1,705	18.4
20～29人	1,068	11.5
30～49人	1,200	13.0
50～99人	1,064	11.5
100～499人	772	8.3
500～999人	68	0.7
1,000人以上	32	0.3

(3) 警備業者の営業所の数別状況

平成17年末における全国の警備業者(9,266業者)が全国の都道府県に設けている営業所の総数は14,508である。

そのうち、警備業者の営業所数別状況は、表5のとおりであり、主たる営業所のみ設けている警備業者が7,783業者で、全体の84.0%、営業所の数が5以下の警備業者が、8,994業者で全体の97.1%を占めている。

表5 警備業者の営業所の数別状況(平成17年末)

営業所数	警備業者数	構成比
総 数	9,266	
1	7,783	84.0
2	772	8.3
3	251	2.7
4	124	1.3
5	64	0.7
6~9	123	1.3
10~19	56	0.6
20~29	13	0.1
30以上	15	0.2
その他	65	0.7

注：営業所数欄の「その他」とは、廃業又は所在不明の業者である。

(4) 警備業者の他の都道府県における業務実施状況

平成17年12月末現在の警備業者が認定を受けた都道府県以外の都道府県において業務を実施している状況をみると、表6のとおり、法第9条前段の規定による届出をして他の都道府県に営業所を設けている警備業者(9条前段業者)は延べ2,452業者で、前年に比べ15業者増加し、法第9条後段の規定による届出をして他の都道府県において業務を実施している警備業者(9条後段業者)は、延べ3,461業者で、前年に比べ50業者増加している。

表6 警備業者の他の都道府県における業務実施状況(平成17年末)

種 別	業 者 数	前 年 比
4 条 業 者	9,266	+19
9 条 前 段 業 者	2,452	+15
9 条 後 段 業 者	3,461	+50

注：4条業者とは、認定を取得した都道府県の区域内に主たる営業所を設けている警備業者をいう。

(5) 売上高

ア 売上高の総額

売上高の総額は、表7のとおり、3兆5,468億7,585万円で、前年(3兆4,447億3,863万円)より、1,021億3,722万円(3.0%)増加した。

また、1業者当たりの売上高は3億8,278万円で、前年(3億7,252万円)より、1,026万円(2.8%)増加した。

表7 売上高の年別推移(各年)

区分 年次	13年	14年	15年	16年	17年
売上高 (指数)	2兆5,693 (100)	2兆7,498 (107)	3兆2,222 (125)	3兆4,447 (134)	3兆5,469 (138)
1業者当たりの売上高 (指数)	2億7,183 (100)	2億9,058 (107)	3億5,289 (130)	3億7,252 (137)	3億8,278 (141)

注：売上高の単位は億円、1業者当たりの売上高の単位は万円。

イ 警備業者の売上高別状況

警備業者の売上高別状況は、表8のとおり、売上高が1,000万円未満の警備業者は3,038業者で全体の34.4%、売上高が5,000万円未満の警備業者は4,935業者で全体の55.8%を占めており、警備業者の過半数が売上高5,000万円未満の業者である。

表8 警備業者の売上高別状況

売上高別 \ 年次	H17			H16
	警備業者数	構成比	前年比	業者数
1,000万円未満	3,038	(34.4%)	+117	2,921
1,000~3,000万円未満	1,112	(12.6%)	-162	1,274
3,000~5,000万円未満	785	(8.9%)	-40	825
5,000~1億円未満	1,193	(13.5%)	-103	1,296
1億~20億円未満	2,438	(27.6%)	-104	2,542
20億~50億円未満	162	(1.8%)	+10	152
50億~100億円未満	66	(0.7%)	+23	43
100億円以上	43	(0.5%)	+2	41

注：(社)全国警備業協会が、平成16年は、9,094業者、平成17年は、8,837業者を対象に、売上高別状況について調査を行ったものである。

(6) 警備業務種別ごとの警備業の状況

警備業務の種別ごとの警備業者は、表9のとおりである。

表9 警備業務の種別ごとの警備業者数（平成17年末）

警備業者数等 警備業務の種別		警備業者数	構成比
総数		9,266	—
1号	常駐	4,903	52.9%
	巡回	995	10.7%
	空港保安	47	0.5%
	機械	830	9.0%
	住宅を対象	553	6.0%
	住宅以外を対象	735	7.9%
	総計	5,176	55.9%
2号	交通誘導	5,073	54.7%
	雑踏	1,959	21.1%
	総計	5,245	56.6%
3号	貴重品運搬	431	4.7%
	現金輸送	362	3.9%
	現金輸送以外の貴重品運搬	168	1.8%
	核燃料物質等運搬	8	0.1%
	その他	6	0.1%
	総計	437	4.7%
4号	緊急通報サービス	101	1.1%
	緊急通報サービス以外	141	1.5%
	総計	223	2.4%

注1：警備業者が2以上の業務を実施している場合は、その業務ごとにそれぞれ1として計上している（「総数」及び各号の「総計」については複数計上していない。）

2：表中の「巡回」警備業務とは、複数の警備業務対象施設を車両等で巡回するなど、警備業務対象施設に常駐せずに盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。

3：表中の「現金輸送」警備業務とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。

4：表中の「貴重品の運搬」警備業務の「その他」とは、一般の危険物などの運搬警備業務をいう。

5：表中の「緊急通報サービス」とは、隔地の人の身边に備えた機器を通じて、その身体に対する危害の発生を警戒し、防止する業務をいう。

6：「構成比」は、各種別の警備業務を行う警備業者の数の警備業者の総数に対する百分比である。

7：警備業者の認定を受けた都道府県における営業所だけでなく、他の都道府県を含む全国の営業所に係る警備業務の種別を計上している。

(7) 機械警備業の状況

ア 概要

機械警備業の全体的状況は、表10のとおりであり、機械警備業者数は平成17年12月末現在830業者で、前年より27業者(3.2%)減少している。

機械警備業務の対象施設数は、177万0,328箇所、前年より34万2,953箇所(24.0%)増加している。

表10 機械警備業者・基地局・対象施設等の数(各年末)

区 分	13年	14年	15年	16年	17年
機械警備業者数 (指数)	891 (100)	911 (102)	890 (100)	857 (96)	830 (93)
基地局数 (指数)	1,221 (100)	1,121 (92)	1,116 (91)	1,139 (93)	1,119 (92)
待機所数 (指数)	8,873 (100)	8,592 (97)	8,803 (99)	9,265 (104)	9,628 (109)
専従警備員数 (指数)	34,637 (100)	32,919 (95)	32,151 (93)	32,952 (95)	35,219 (102)
うち基地局勤務員数 (指数)	5,429 (100)	4,967 (91)	4,469 (82)	4,650 (86)	5,088 (94)
専用巡回車数 (指数)	13,670 (100)	13,450 (98)	13,158 (96)	13,643 (100)	14,580 (107)
対象施設数 (指数)	1,236,142 (100)	1,164,542 (94)	1,386,730 (112)	1,427,375 (115)	1,770,328 (143)

イ 機械警備業者の規模別状況

表11 機械警備業1業者当たりの基地局、機械警備業務対象施設等の数

区 分	総 数	1業者当たり
機械警備業者数	830	—
基地局数	1,119	1.3
待機所数	9,628	11.6
専従警備員数	35,219	42.4
うち基地局勤務員数	5,088	6.1
専用巡回車数	14,580	17.6
機械警備業務対象施設数	1,770,328	2132.9

表 1 2 対象施設数別の基地局等の数

対象施設数	基地局数	待機所数	専従警備員数	巡回車数	対象施設総数
総 数	1,119	9,628	35,219	14,580	1,770,328
2 0 0 未 満	721	1,740	8,992	3,539	48,317
2 0 0 ~ 4 9 9	122	722	2,581	1,143	41,395
5 0 0 ~ 9 9 9	93	729	2,262	987	61,325
1,000 ~ 1,999	44	587	1,693	577	62,031
2,000 ~ 4,999	63	2,016	5,160	1,671	227,070
5,000 ~ 9,999	35	1,560	4,144	1,678	248,821
10,000 ~ 49,999	36	2,013	7,867	3,440	680,901
50,000 ~ 99,999	4	183	1699	965	266,547
100,000 以上	1	76	821	580	133,921

ウ 機械警備業者の即応体制の整備状況

過去 5 年間に於ける機械警備業者の即応体制の整備状況は、表 1 3 のとおりである。

平成 1 7 年末の即応体制の整備状況をみると、1 業者当たりの対象施設数は 2 , 1 3 3 施設で、前年より 4 6 7 施設 (2 8 . 0 %) 増加、1 待機所当たりの対象施設数は 1 8 4 施設で、前年より 3 0 施設 (1 9 . 5 %) 増加、専従警備員 1 人当たりの対象施設数は 5 0 施設で、前年より 7 施設 (1 6 . 3 %) 増加、専用巡回車 1 台当たりの対象施設数は 1 2 1 施設で、前年より 1 6 施設 (1 5 . 2 %) 増加と、いずれも前年より増加した。

表 1 3 機械警備業者の即応体制の整備状況の年別推移 (各年末)

区 分 \ 年 次	1 3 年	1 4 年	1 5 年	1 6 年	1 7 年
1 業者当たりの対象施設数	1,387 (100)	1,278 (92)	1,558 (112)	1,666 (120)	2,133 (154)
1 待機所当たりの対象施設数	139 (100)	136 (98)	158 (114)	154 (111)	184 (132)
専従警備員 1 人当たりの対象施設数	36 (100)	35 (97)	43 (119)	43 (119)	50 (139)
専用巡回車 1 台当たりの対象施設数	90 (100)	87 (97)	105 (117)	105 (117)	121 (134)

2 検定の実施状況

警備員等の検定制度は、昭和61年に開始されて以来、平成17年11月の平成16年改正警備業法施行までは、都道府県公安委員会が学科試験等を行う方法と(社)全国警備業協会及び(財)空港保安事業センターが行う指定講習を修了した者に対して学科試験及び実技試験を免除して行う方法とにより行われた。

改正までの検定取得者数の累計は、表14のとおり、1級検定延べ1万0,258人、2級検定延べ12万9,118人であり、1級検定取得者の全警備員に占める割合は、2.1%、2級検定取得者の全警備員に占める割合は、26.8%である。

なお、平成16年改正警備業法の施行による新検定は、平成17年中の実施はなかった。

表14 検定の取得状況(平成17年11月20日現在)

	空港保安	常駐	交通誘導	核燃料物質運搬	貴重品運搬	計
1級検定取得者(累計)	1,971	1,533	4,332	0	2,422	10,258
平成17年1月~11月	458	852	2,082	0	541	3,933
2級検定取得者(累計)	5,420	23,765	82,891	429	16,613	129,118
平成17年1月~11月	869	7,555	9,393	53	4,410	22,280

3 警備業者に対する行政処分の実施状況

最近5年間における警備業者に対する行政処分の実施状況は、表15のとおりである。

平成17年中における警備業者に対する行政処分の実施件数をみると、指示が142件、営業停止が17件、認定の取消しが6件、総数165件であり、前年より9件(5.2%)減少した。

表15 行政処分件数の年別推移(各年中)

区分	年次	13年	14年	15年	16年	17年
総数		137	146	145	174	165
指示処分		125	127	129	136	142
営業停止処分		11	16	11	32	17
認定取消処分		1	3	5	6	6